

社会福祉法人城北福社会役員報酬等規定

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人城北福社会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当該法人を代表して業務を執行する理事長には次の通り報酬等を支給する。

支給単位	報酬額
毎月	50,000円

2 理事長以外の役員等について報酬等を支給しないこととし、法人業務を行う場合には、次条により費用を弁償する。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

静岡市内	2,000円
その他	2,500円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

静岡市内	2,000円
その他	2,500円

(旅費)

第4条 出張旅費は、下記の通りとして、交通費、宿泊費、日当を支給する。

区分	高速料（片道30km）	公的交通運賃	宿泊料	日当
法人役員	実費	実費	実費	5,000円

(業務)

第5条 法人業務とは、法人経営及び運営上必要な次の各号とする。

- (1) 理事会、評議委員会、内部監査等法人が開催する各種会議
- (2) 県指導監査等関係官公署関連業務

2019年(令和年)5月24日 理事会決定